

## 秋田県地方創生インテーンシップ事業について

県内外の学生に県内企業を就職先の選択肢にしてもらうため、県内企業でのインターンシップの実施等を支援する取組を、国で示した「地方創生インテーンシップ事業」の枠組みを活用し、推進する。

秋田いきいきワーカー  
推進会議  
〔秋田労働局〕  
○若者が働きやすい職場づくり

連携

◎県内企業インテーンシップ促進協議会(仮称)　【雇用労働政策課】

- 国、県、経済団体、県内大学等の事務担当者により設置
- 情報共有や有効な促進施策の検討

事業

企業への働きかけ

○受入促進セミナー　「雇用労働政策課」

○インターネットの周知・啓発を図るセミナーの実施

○受入に関する実態等調査　「雇用労働政策課」

○受入促進に向け課題等を明らかにするための実態調査の実施

○受入企業の情報発信　「雇用労働政策課」

受入企業の情報をインターネットやパンフレット等により発信

大学等への働きかけ

県内大学等

OCOC十への支援　「学術振興課」  
(関連大学等) 秋田大学、秋田県立大学、秋田高専

県外大学

○Aターン協定の推進　「人口問題対策課」

- 本県出身学生が多い首都圏等の大学とAターン協定の締結の推進及び協定校と連携した取組の実施
- ・Aターン協定の締結
- ・県内事業者がAターン協定締結校と連携し実施する事業への支援

学生への働きかけ

○県内外学生向けセミナー・企業見学等の実施  
〔人口問題対策課〕

県内外学生向けのライフプランセミナーや県内企業見学等のバッズアードの開催

## 地方創生加速化交付金（第3次募集）を活用した事業案

秋田県産業労働部  
雇用労働政策課

### 【事業名】

インターンシップ促進事業

### 【事業主体】

秋田県

### 【事業目的】

県内における大学生等のインターンシップ受入を促進するため、県内の行政機関、経済団体、大学等による連携体制を強化するとともに、県内企業におけるインターンシップ受入に向けた気運の醸成を図る。

### 【対応する総合戦略の基本目標、具体的施策、KPI】

基本目標1 産業振興による仕事づくり

具体的施策：(1) (エ) 産業人材の育成

KPI : 県内大学生等の県内就職率

### 【事業内容（スキーム）】

#### ○「秋田県インターンシップ促進協議会（仮称）」の設置

県内の行政機関、経済団体、県内大学等の実務担当者による「秋田県インターンシップ促進協議会（仮称）」を設置し、インターンシップの促進に向けた情報共有や、有効な促進施策の検討を行う。

#### ○インターンシップ受入に関する実態調査

県内企業におけるインターンシップ受入促進に向けた課題等を明らかにし、今後の施策実施の参考とするため、インターンシップ実施に関する実態や意識に関する調査を実施する。

#### ○インターンシップ促進セミナーの開催

県内企業に対し人材獲得におけるインターンシップ実施の有効性等について周知・啓発を図り、実践のための基本的ノウハウを習得するためのセミナーを開催する。

（第1回：基本セミナー 第2回：実践セミナー）

○県内各業界等と学生との情報交換会の開催

インターンシップの実施や、学生の確保のための具体策を検討するため、県内の各業界等と県内外の学生との間で、インターンシップ実施や県内就職等に関する意見や情報の交換を行う。

○インターンシップ受入企業の紹介

1) インターネットによる情報発信

インターンシップを受け入れる県内企業の情報について、県就活情報サイトによる動画配信により、大学等や学生に広く周知を図る。

2) インターンシップ受入企業紹介パンフレットの作成

インターンシップを受け入れる県内企業や県就活情報サイトを紹介するパンフレットを作成し、大学等や学生に広く周知を図る。

## 秋田県インターンシップ促進協議会設置要綱（案）

### （設置）

第1 国、県、高等教育機関及び経済労働団体等が、県内における大学生等のインターンシップの促進に向けて、現状や課題について情報共有するとともに、今後の取組について意見交換するため、秋田県インターンシップ促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### （協議事項）

第2 連絡会は、インターンシップの促進に向けた取組を円滑かつ効果的に推進することを目的として、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 県内企業等におけるインターンシップ受入体制の整備に関すること。
- (2) 大学生等に対するインターンシップ受入情報の有効な発信に関すること。
- (3) インターンシップ実施のためのマッチング支援に関すること。
- (4) その他インターンシップ促進のために必要な事項に関すること。

### （運営）

第3 協議会には座長を1名置き、座長は秋田県産業労働部次長をもって充てる。

2 座長は、協議会の検討事項に關係のある団体又は個人の出席を求めることができる。

3 協議会は、原則公開とする。

### （構成）

第4 協議会は、別表に掲げる団体をもって構成する。

### （秋田いきいきワーク推進会議との連携）

第5 協議会は、協議内容について適宜秋田いきいきワーク推進会議（以下「会議」という。）に報告し意見を得る等により、会議との連携を図る。

### （事務局）

第5 協議会の事務局は、秋田県産業労働部雇用労働政策課内に置く。

### （その他）

第6 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議の上、別途定める。

### 附則

この要綱は、平成28年 月 日から施行する。

(別表)

	団体名
国	秋田労働局雇用環境・均等室 秋田労働局職業安定部職業安定課
県	人口問題対策課 学術振興課 雇用労働政策課
教育機関	秋田大学 秋田県立大学 国際教養大学 ノースアジア大学 秋田看護福祉大学 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学 秋田公立美術大学 秋田栄養短期大学 聖霊女子短期大学 聖園学園短期大学 放送大学 秋田職業能力開発短期大学校 秋田工業高等専門学校
労働団体	日本労働組合総連合会秋田県連合会
経済団体	秋田県商工会議所連合会 秋田県商工会連合会 秋田県経営者協会 秋田県中小企業団体中央会
その他	秋田県ふるさと定住機構